

海難審判を

受けるにあたって

このパンフレットは、海難審判を受ける方が、海難審判への理解を深め、手続などを円滑に進めることができるように作成したものです。
ぜひ、ご覧いただき、必要に応じて手続などを行ってください。

公益財団法人 海難審判・船舶事故調査協会
(海難審判所 監修)

はじめに

- 海難審判は、海技士、小型船舶操縦士及び水先人の過失を明らかにして懲戒処分を行い、同じような事故が二度と起こらないようにするための制度です。
〔海難審判法〕
- 近いうちに、海難審判所から、海難審判の期日・場所を知らせる呼出状が送られてきます。
- 分からないことがありましたら、「審判開始申立の通告」に記載されている海難審判所へお尋ねください。
- 連絡先を変更したときは、必ず海難審判所へ連絡してください。

● あなたには、次のような権利が認められています。

必要なときには、このパンフレットを参考にして手続を行ってください。

- ・ 補佐人の選任
- ・ 管轄移転の請求
- ・ テレビ会議システムを利用した審判
- ・ 審判期日変更の請求
- ・ 事件記録閲覧の申請
- ・ 証拠の申請
- ・ 意見の陳述



海難審判（審判廷）

**公益財団法人
海難審判・船舶事故調査協会**

本部（東京） ☎ 03-3512-8140 FAX 03-3512-8142
〒102-0083 東京都千代田区麹町4-5 海事センタービル5階
e-mail kaisin-f@maia.or.jp
ホームページ <https://www.maia.or.jp/>